

京銀特約付外貨定期預金（洛楽外貨）規定

1. 適用規定・確認書・申込書

京銀特約付外貨定期預金（洛楽外貨）（以下「この預金」という。）は、京銀特約付外貨定期預金（洛楽外貨）規定（以下「この規定」という。）および京銀特約付外貨定期預金（洛楽外貨）のご説明に関する確認書、京銀特約付外貨定期預金（洛楽外貨）新規申込書兼口座振替依頼書により取扱います。

2. 通帳

- (1) この預金については通帳を発行しません。
- (2) 取引の明細については当行所定の明細表に記載し交付します。

3. 預金の支払時期

この預金は、明細表記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。

4. 取扱日

この預金は、銀行営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときや海外市場が休業日の時には、この預金の預入れ、解約ができないことがあります。

5. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類は募集最終日まで決済されなくてはなりません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、当店で返却します。

6. 利率の設定

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間の利息につき明細表記載の利率を適用します。

7. 満期時の償還通貨

- (1) 満期日の2営業日前の東京時間午後3時の為替相場が、当初定めた特約履行判定相場より円安になったと当行が判断した場合は、預入時に定めた円転特約相場で円貨に転換します。
- (2) 満期日の2営業日前の東京時間午後3時の為替相場が、当初定めた特約履行判定相場と同値あるいはそれ以上の円高になったと当行が判断した場合は、外貨のまま償還します。

8. 特約履行判定相場到達の判定

満期日の2営業日前の東京時間午後3時の為替相場の判定は、当行が市場実勢等を勘案し、合理的な判断に基づいて行います。

9. 利息・付利単位

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 満期日の2営業日前の東京時間午後3時の為替相場が、当初定めた特約履行判定相場より円安になったと当行が判断した場合は、預入日から満期日の前日までの日数および明細表記載の利率によって計算した満期利払額を利息として、預入時に定めた円転特約相場にて円転し、円貨の指定口座へ入金します。
 - ② 満期日の2営業日前の東京時間午後3時の為替相場が、当初定めた特約履行判定相場と同値あるいはそれ以上の円高になったと当行が判断した場合は、預入日から満期日の前日までの日数および明細表記載の利率によって計算した満期利払額を利息として、外貨のまま外貨の指定口座へ入金します。
- (2) この預金の付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割りで単利計算します。

10. 預金の解約

- (1) この預金は、明細表記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定の預金口座（普通預金、当座預金または外貨普通預金）へ入金するものとします。
- (2) 次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は事前に通知することなくこの預金を解約することができるものとします。
 - ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくはその他裁判上の倒産処理手続開始の申立があったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ この預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令・通知が発送されたとき
 - ④ 相続の開始があったとき
 - ⑤ 住所変更の届出を怠る等預金者の責に帰すべき事由により、当行において預金者の所在が不明となったとき
- (3) この預金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
 - B 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
 - C 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
 - D その他前各号に準ずる行為

11. 満期日前解約

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日の外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに外貨のまま外貨の指定口座へ入金します。また、この場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署して当店に提出してください。
- (3) 前項の解約手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 第10条第2項および第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日の外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を満期日前に解約する場合には、当行が算定する違約金をいただきます。
（※満期日前解約の場合、当行は当初締結した取引と同条件の取引を解約日の市場水準および計算方法を用いて行う必要が生じます。この際に生じるコストが違約金となります。）

12. 届出事項の変更

- (1) この預金の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この預金の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

13. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡、質入れはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. 為替予約の締結制限

この預金に内包される特約は条件付きの為替予約です。このため、特約履行判定相場判定日にこの特約が失効したことを確認するまでは、この特約の他に通常の為替予約をつけることはできません。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、または第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務、または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② また、この預金を期限前に解約することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
 - ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の為替相場については当行の計算実行時の為替相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. 適用法令、管轄

- (1) この預金には、この規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19. 預金規定の優先適用

この規定は、外貨定期預金規定に優先して適用されるものとします。

20. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認める場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

以 上

2019年5月10日現在